

# 目 次

## (重点事項)

1. 国民健康保険制度について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
2. 長寿医療制度について・・・・・・・・・・・・・・・・ 29 頁
3. 医療費適正化の推進について・・・・・・・・・・・・ 43 頁
4. 全国健康保険協会について・・・・・・・・・・・・ 59 頁

(予算概要)

平成21年度予算概算決定額の概要・・・・・・・・・・64頁

(連絡事項)

最近の医療費の動向・・・・・・・・・・67頁

# 国民健康保険制度の運営における重点事項について

国保をめぐる状況は、高齢化の進展や低所得者の増加により厳しい状況。  
しかしながら、国民皆保険の最後の砦である国保制度の健全な運営は国民保健の向上のためにも必要不可欠。

運営にあたっては、①適用、②給付、③保険料の賦課・徴収等の事務の適正・確実な執行とともに、④医療費の適正化への取組みが重要。

こうした中で都道府県の積極的な役割が期待されているところ。

## (1) 適用関係

*適正な適用は、保険給付及び保険料賦課を行う前提となる保険事業の基本であり、適切な事務遂行に努めること。*

### ①未適用者の早期適用

非正規労働者の増加等により加入の届出がなされず被保険者証が手元のない被保険者が発生することのないよう、早期の届出について積極的に広報するとともに、市町村民税の賦課データ等により未届者の把握に努めること。

### ②退職者医療制度に係る適正な適用事務及び正確な実績の把握

制度改正により退職者医療制度は65歳未満の者のみが対象となったが、特に制度改正後の数年間の実績は、今後の制度運営の基礎となるものであるため、より適用事務を適正に行い、実績の把握を正確に行うよう努めること。

## (2) 保険給付関係

保険給付に関しては、今後、各種見直しが予定されているところであり、適切な事務遂行、施行準備を行うこと。

### ①出産育児一時金の引上げ

産科医療補償制度の創設を踏まえ、加入分娩機関で出産した場合の出産育児一時金を3万円引上げる条例参考例を発出し、引き上げを踏まえた地方交付税措置も実施。【21年1月～】

緊急の少子化対策（当面2年間の暫定措置）として出産育児一時金を4万円引上げ。【21年10月～】

### ②70～74歳の一部負担割合の見直し（1割→2割）の凍結の延長

70～74歳の被保険者の一部負担割合の見直し（1割→2割）について、平成20年度に引き続き、平成22年3月まで凍結を延長。3月には高齢受給者証の再発行が必要。【21年4月～】

### ③特定疾患等に係る高額療養費限度額の見直し

特定疾患治療研究事業及び小児慢性治療研究事業（スモン等で所得を問わず自己負担が発生しない場合を除く。）に係る高額療養費の限度額について、一般の高額療養費と同様に所得に応じた限度額を用いることとする。【21年5月～】

### ④高額介護合算療養費制度事務の本格化

制度施行後初めて算定期間を経過し支給事務が本格化。【21年8月～】

### (3) 保険料の賦課・徴収関係

保険料の適切な賦課・徴収は給付と並び保険運営の両輪。被保険者の実態に応じ、法令に則った適切な賦課・徴収に努めること。

#### ①特別徴収の対象範囲の見直し

特別徴収の対象者のうち保険料（税）を口座振替により納付する旨の申し出をした者のうち、保険料（税）の徴収を円滑に行うことができると市町村が判断した者について、口座振替による納付を可能とする。21年4月分から変更が可能となるよう周知を行うとともに国保連への通知に誤りがないよう留意。

#### ②中学生以下の者への資格証明書交付の見直し

資格証明書交付世帯に属する中学生以下の被保険者に対しては、短期証(6か月)を交付する。現在資格証明書が交付されている中学生以下の被保険者に対しては施行後速やかに短期証(6か月)を交付する。【平成21年4月～】

#### ③介護納付金賦課限度額の引き上げ等

介護納付金賦課限度額について引き上げを実施(9万円→10万円)  
所得割の新たな算定方式を創設【平成21年4月～】

#### ④収納率向上に向けた取組

平成20年4月から長寿医療制度が施行され、75歳以上の加入者が移行したことにより、収納率低下が懸念されるところ。

健全かつ円滑な事業運営を行うにあたって、保険料(税)収入の確保は必須。具体的な取組みとして、

- ①収納担当職員の増員や応援体制の構築などによる徴収体制の強化
- ②滞納者(特に高額滞納者や悪質滞納者)に対する滞納処分の積極的な実施
- ③口座振替拡大の積極的な推進
- ④インターネット公売の活用、多重債務者支援等、積極的かつきめ細かな事業の実施

について、これまでの取組みの継続や先進的又は効果的な事業の積極的な実施に努めること。

都道府県においても、これらの取組の支援や先進的又は効果的な事業の未実施市町村へ普及、指導に努められたい。

## (4) 医療費適正化関係

高齢化による医療費の増が見込まれる中、厳しい財政状況にある国民健康保険においては、医療費の適正化は重要課題。積極的な対応に努めること。

### ①後発医薬品の活用促進

全保険者において被保険者への「後発医薬品お願いカード」の配布等に取り組むとともに、高医療費である指定市町村の運営安定化措置の内容として「後発医薬品に切り替えた場合の自己負担の差額のお知らせ」等、利用勧奨に努めることを規定。

都道府県においても、特長ある取組については、都道府県調整交付金での積極的な支援も検討されたい。

### ②特定健診・特定保健指導

生活習慣病を予防するため、特定健診・保健指導の計画的な実施を図ること。また、実施に際しては、衛生部門との連携のもと、効率的かつ効果的な実施に積極的に取り組むこと。

なお、円滑な実施を図るため、現在開催している検討会において先駆的な取組等を事例集として取りまとめ、今後、保険者に配布する予定。

### ③保健事業

今般の医療制度改革では、特定健診・特定保健指導の実施が医療保険者に義務化されたところであるが、一方で、国民健康保険の被保険者の健康の保持・増進を図るため、地域保健と協働した取組を推進することが重要。

また、国保直営診療施設を積極的に活用した事業展開を図ること。

## (5) 国保における都道府県の役割について

国保における都道府県の役割については、今後とも積極的な役割が期待されているところ。

### ①都道府県の役割について

国保における都道府県の役割については、三位一体改革により平成17年度から都道府県調整交付金が創設されその役割が強化されたところ。

都道府県においては、都道府県調整交付金や国保広域化等支援基金を積極的に活用し、各市町村において安定した国保運営が図られるよう、適切な指導を行われたい。

また、保険者の財政状況、収納状況、医療費適正化対策実施状況等を把握し、適確な指導監督を行うとともに、制度改正事項等についても積極的に周知・広報を行われたい。

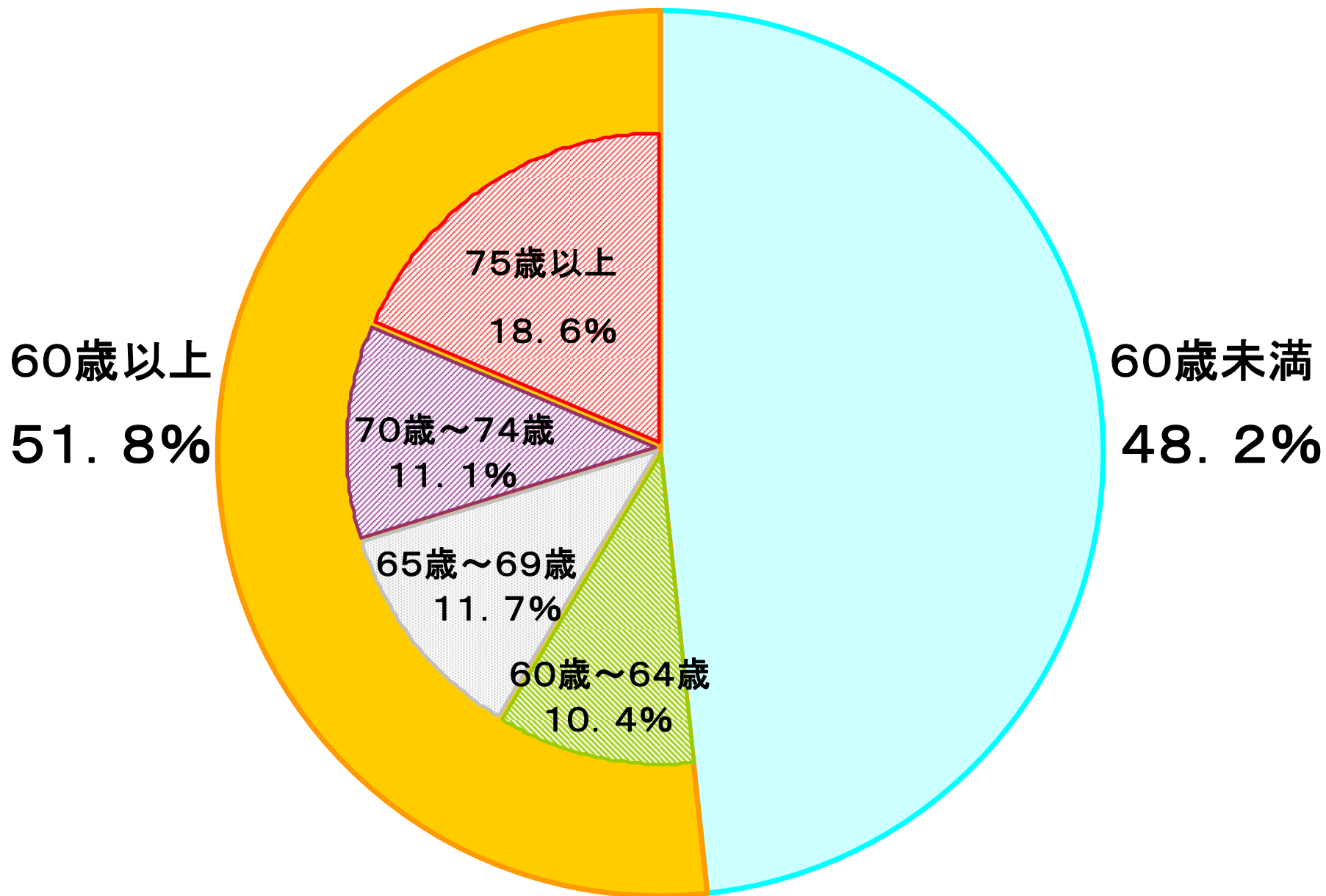
### ②今後の議論について

国保における都道府県の役割については、平成20年6月の地方分権改革推進要綱（第1次）においても、「国民健康保険の運営に関し、保険財政の安定化や保険料の平準化の観点から、都道府県の権限と責任の強化とともに、都道府県単位による広域化の推進等について検討し、平成21年度中に結論を得る。」

とされており、積極的な役割が期待されているところ。

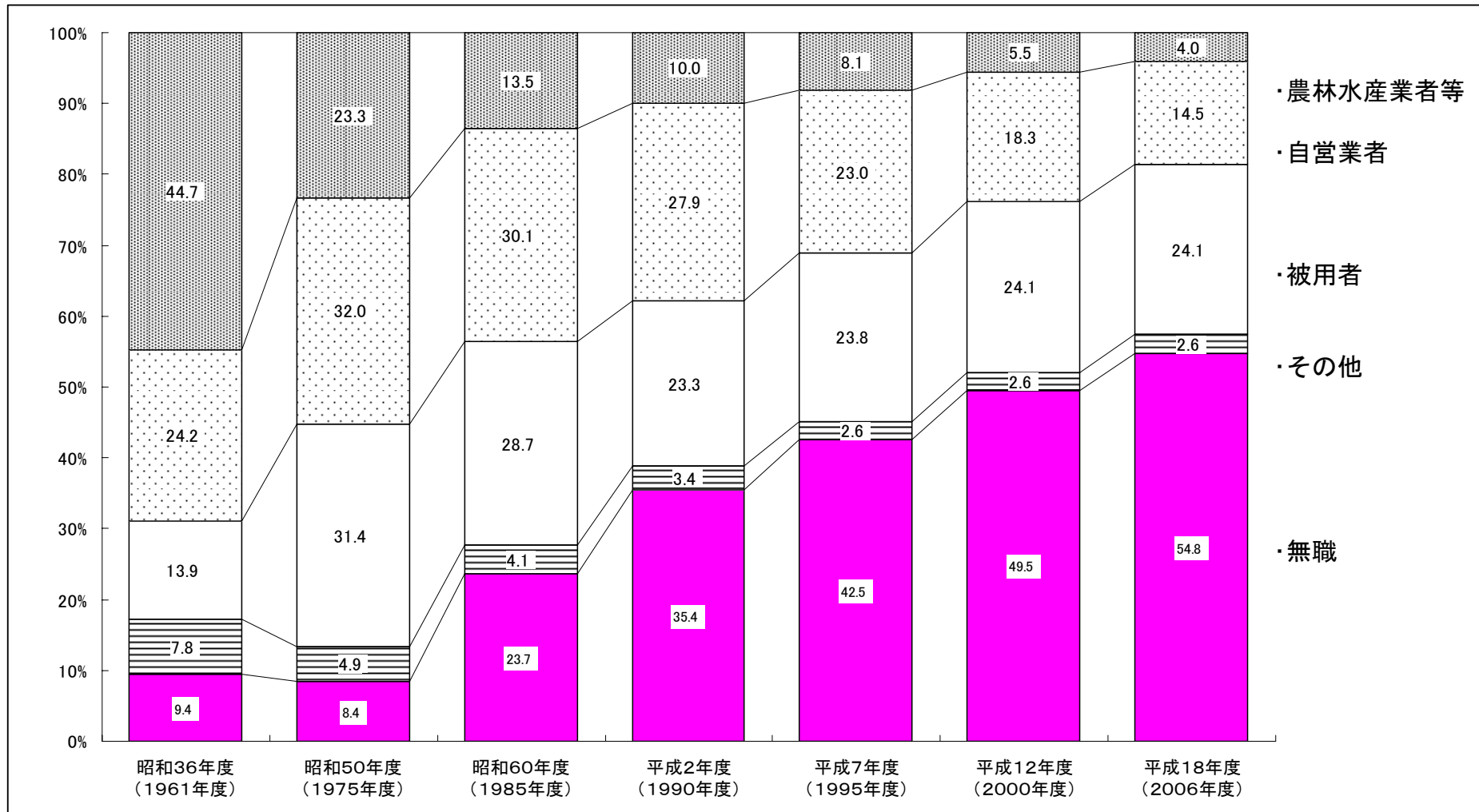
一方で、平成17年12月に総務・財務・厚生労働の3大臣により平成21年度までの措置として合意された高額医療費共同事業等の国保の財政基盤強化策の期限が切れることから、これらを含め平成21年度中に平成22年度に向けた議論が行われることとなる。

市町村国保の年齢構成(平成19年9月現在)





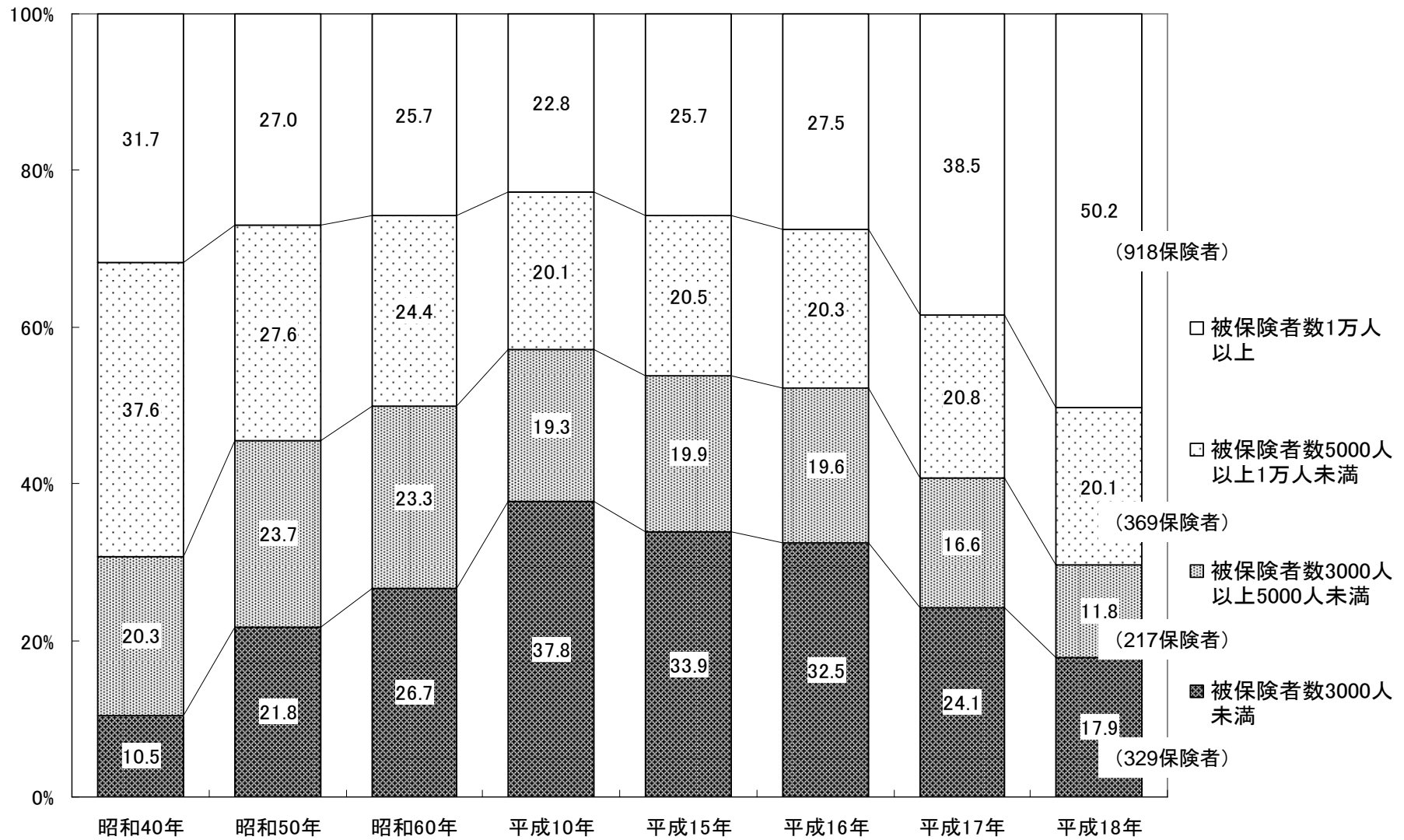
# 世帯主の職業別世帯構成割合の推移



(注1) 国民健康保険実態調査報告による。

(注2) 擬制世帯を除く。

# 保険者規模別構成割合の推移



## 出産育児一時金の見直し案について

### 1. 出産育児一時金の額の引上げについて

- ・ 緊急の少子化対策として実施。当面2年間の暫定措置
- ・ 政令改正により、全国一律に額を引上げ(4万円の引上げ)
- ・ 保険者に対する国庫補助については、保険者への影響度合いに応じた重点的な補助を検討

### 2. 医療機関への直接支払いについて

- ・ 今回の引上げ分に伴う国庫補助の支給対象を、医療機関等に直接支払う保険者に限ることにより、直接支払を徹底
- ・ 医療機関は、明細を添えて保険者に出産費用を請求  
保険者は、支払業務を原則として審査支払機関に委託
- ・ 審査支払機関、医療機関等におけるシステム改修を要するため、施行は21年10月

### 3. 出産育児一時金のあり方の検討

妊婦の負担軽減を図るための出産に係る保険給付やその費用負担の在り方を検討